

◎淀川右岸水防事務組合旅費に関する
条例施行規則

制 定 平 2 8 . 1 . 1 規 則 1

(趣 旨)

第1条 淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほかこの規則に定めるところによる。

(旅行取り消し等における旅費)

第2条 条例第3条第2項の規定により支給する旅費の額は、鉄道運賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続きをとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第3項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下本条中切符類という。）を含む。以下本条中同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(勤務地及び近接地内旅行の旅費)

第4条 条例第15条第2号に規定する宿泊料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 勤務地以外の地に宿泊する場合には、宿泊料定額の全額
- (2) 勤務地に宿泊する場合には、宿泊料定額の2分の1に相当する額。ただし、任命権者が必要と認めるときは、管理者の承認を得て、宿泊料定額の全額を支給することができる

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。